鳥取県認定看護師養成研修受講費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県認定看護師養成研修受講費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、認定看護師養成研修（以下「認定研修」という。）を受講する看護職員を雇用している医療機関等に対し、受講に要する経費を支援することにより、鳥取県内医療機関等への高水準の看護技術と知識を持った看護職員の配置を促進し、もって本県における看護体制の拡充と看護の質の向上を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　県は、前条の目的の達成に資するため、公益社団法人日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設（日本看護協会認定看護師規則第11条の規定に基づき認定した施設をいう。）及び一般社団法人日本精神科看護協会が実施する認定看護師養成研修へ別表に定める医療機関等が看護職員を派遣し、当該研修会の受講に要する経費（入学金、授業料、実習料）（以下「補助対象経費」という。）を負担した場合、当該医療機関に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

　なお、補助対象経費には、受講申込手続の都合上、当該研修の受講年度が経費を負担した年度の翌年度となる場合を含むものとする。

２　本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に係るその他の収入（本補助金を除く。）を差し引いた額以下とし、１人当たり750,000円を上限とする。

３　当該研修を修了見込みであった看護職員が当該研修を修了しなかった場合には、補助事業者は当該研修を修了しなかった者に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。

　なお、修了したときは、別紙１により医療政策課長へ報告するものとし、第８条第１項の実績報告時に当該研修修了証の写しを原本証明の上添付する場合はこの報告は不要とする。

（交付の条件）

第４条　本補助金は、当該研修会を受講した看護職員が研修会受講年度を含め３年度以内に認定看護師となるための認定審査に合格しなかった場合には、補助を受けた医療機関等は補助金の全額を県へ返還しなければならない。

　なお、合格したときは、別紙２により医療政策課長へ報告する。

２　当該補助金の交付を受けた医療機関は、当該補助金の交付を受けて認定看護師資格を取得した看護職員に対して、他の医療機関等から研修会講師や技術指導の実施について要請があった場合には、当該職員を派遣するよう努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第５条　本補助金の交付申請は、毎年度知事が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が５パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第２条第７項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第６条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

３　知事は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第７条　規則第12条第１項の知事が別に定める変更は、補助金の額の増額を伴わない補助対象経費の20％以内の変更とする。

２　第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第８条　規則第17条第１項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）規則第17条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（２）規則第17条第１項第３号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の４月20日

２　規則第17条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

３　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第４号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第９条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成18年９月４日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成19年５月１日から施行し、平成19年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成20年６月18日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成21年４月30日から施行し、平成21年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成24年３月28日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成26年６月19日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成29年６月７日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成29年12月11日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年５月27日から施行し、令和７年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年５月27日から施行し、令和８年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年11月20日から施行し、令和９年度事業から適用する。

別表（第３条関係）

医療機関等の別	補　助　対　象　施　設
病　院	次の(1)から(4)の病院を除く全病院 （1） 自治体立の病院 （2） 国立大学法人立の病院 （3） 独立行政法人国立病院機構立の病院 （4） 独立行政法人労働者健康福祉機構立の病院
診療所	全診療所
その他	(1) 介護老人保健施設 (2) 訪問看護事業所